

別表十（六）付表一の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第66条の13（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「(4)のうち損金経理による金額5」に金額の記載がある場合には、その金額の合計額を別表四「加算」の欄に記載します。
- 3 「取得年度に特定株式の帳簿価額を減額した金額のうち損金算入された金額に係る部分の金額9」は、措置法令第39条の24の2第2項（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）の規定により計算した金額を記載します。
- 4 「要加算調整額14」は、措置法第66条の13第14項の規定により益金の額に算入される同項に規定する要加算調整額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 5 「取得日から3年又は5年を経過した特定株式に係る特別勘定の金額17」は、「特定株式の取得年月日3」に記載された日が令和4年3月31日以前である場合にはその記載された日から5年を経過したときに、その他の場合にはその記載された日から3年を経過したときに記載します。